

株 主 各 位

証券コード 7339
2022年6月13日
東京都港区六本木一丁目8番7号
アイペットホールディングス株式会社
代表取締役CEO 安田 敦子

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）		
2 場 所	東京都江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト会議棟6階 605会議室 （会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）		
3 目的事項	報告事項	1. 第2期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第2期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件	
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件（1） 第2号議案 定款一部変更の件（2） 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

以 上

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。

その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませよう願いたします。

当社ウェブサイト：<https://www.ipet-hd.com/ja/ir/stock/shareholders.html>

〈ご来場の株主さまへのお願い〉

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございます。株主さまにおかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により以上の対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

インターネット開示に関する事項

- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにもその内容を掲載いたします。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」及び「親会社等との間の取引に関する事項」
 2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当社ウェブサイト：<https://www.ipet-hd.com/ja/ir/stock/shareholders.html>

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当社は、中核子会社であるアイペット損害保険株式会社（以下「アイペット損保」といいます。）、アイペット損保の100%子会社であるペットファースト少額短期保険株式会社（非連結。以下「ペットファースト少短」といいます。）、及び当社の100%子会社でオンラインペット健康相談事業を手掛けるペットオーライ株式会社（以下「ペットオーライ」といいます。）を傘下とする純粋持株会社であります。

当社グループでは、「ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会をつくる」を経営理念に掲げております。ペット保険、オンラインペット健康相談事業を通じ、ペットの健康に貢献することはもちろんのこと、ペットと共に暮らすことで人も心身ともに健康でいられるように、また、ペットを飼育している人もそうでない人も健やかに共存できる社会を実現できるように、当社グループの事業を通じて貢献してまいりたいと考えております。

当連結会計年度において、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用等により、長期にわたり経済活動の制限を余儀なくされました。今後も、感染動向やこれに対応する公衆衛生上の措置によって経済活動を大きく左右される状況が継続するものと見込まれます。こうした極めて不透明な状況のもと、アイペット損保では、当初の計画を上回る成長を実現しました。また、時差出勤や在宅勤務の制度化等、感染動向や業務の内容に応じた柔軟な対応を積み重ねた結果、影響を最低限にとどめながら事業継続を確保し、更なる働き方改革につなげることができました。

ペット関連の事業を取り巻く環境については、一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼育頭数（推計）は近年減少傾向にあり、直近では2020年の7,341千頭から2021年の7,106千頭となっております。一方、猫の飼育頭数（推計）は、直近数年は微減傾向にありましたが、2021年には微増に転じ、2020年の8,628千頭から8,946千頭となりました。また、2021年の犬・猫の飼育頭数合計値（推計）16,052千頭は15歳未満の総人口14,650千人（2022年4月1日現在概算値、総務省統計局人口推計）を超えており、わが国の世帯におけるペットの位置付けが大きくなっていることがうかがえます。加えて、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛による生活様式の変化を受け、新たにペットを迎える人は引き続き増加傾向にあり、犬・猫の新規飼育頭数合計値は2020年の876千頭から2021年の886千頭に増加しました（「令和3年 全国犬猫飼育実態調査」、一般社団法人ペットフード協会）。また、ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、ペット一頭当たりへの支出が増加しており、今後もペット関連市場は拡大していくものと予測されております。

こうした環境のもとで、当社グループの中核事業であるペット保険の市場も拡大を続けております。ペット保険の市場規模は、2020年は870億円（対前年比16.0%増）、2021年には更に拡大し1,017億円（同16.9%増）となりました（「2022年ペット関連市場マーケティング総覧」、株式会社富士経済）。国内でペット保険を取り扱う事業者も増加傾向にあり、アイペット損保、ペッツファースト少短を含めて17社が参入する競争の激しい市場となっています。その中で、アイペット損保の保有契約件数のシェアは2020年12月末の25.6%から2021年12月末には26.8%へ拡大し（「2022年ペット関連市場マーケティング総覧」、株式会社富士経済）、市場における確固たる地位を築いてまいりました。ペット保険の普及率はスウェーデンの約65%、イギリスの約25%に対し、わが国では約16%にとどまります。拡大はしているもののなお成長余地の大きいペット保険市場において、当社グループは更に存在感を発揮し、ペットと人と共に健やかに暮らせる社会の実現に寄与してまいります。

アイペット損保では、2021年度からの3か年を対象期間とする中期経営計画の重点方針として、「質を伴うトップラインの向上」、「生産性の向上」、「経営基盤の強化」を掲げ、当連結会計年度においてこれらに基づく取組みに着実な進捗がみられました。

「質を伴うトップラインの向上」の取組みとして、ペットショップチャンネルでは、収益管理を厳格にしつつも、全国の営業拠点で、長年培ってきたペットショップとの強固な関係を活かしながら継続的に販売代理店支援を行い、販売強化に注力してまいりました。インターネットチャンネルにおいても、コロナ禍による顧客の行動変容を見越し、それぞれのお客さまに対応したOne to Oneマーケティングの推進により、前連結会計年度同様に安定した実績となりました。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響による旺盛なペット需要も背景に、アイペット損保の新規契約件数は好調に推移し、2021年12月には過去最速で保有契約件数が5万件増加し70万件を突破しました。2022年3月末の保有契約件数は728,724件となり、対前年度比17.1%増と順調に拡大しております。アイペット損保の強みの一つである、動物病院の窓口で保険証又はマイページ画面を提示すると、その場で自己負担分のみのお支払いで診療を受けられる「アイペット対応動物病院制度」についても、対応動物病院は順調に拡大し、2022年4月1日時点で5,550施設となり、ご契約者さまの利便性向上に引き続き取り組んでおります。2021年5月には商品改定を行い、若齢層の保険料を一部引き上げた結果、収入保険料の増収と損害率上昇の抑制に貢献しております。その一方で、ペットの高齢化によるニーズに対応すべく、高齢層の保険料を引き下げ、保険料に一定の年齢での上限を設定したことにより、継続率向上にも寄与するものと考えております。

「生産性の向上」としては、事業基盤を強固にすべく基幹システムのアップデートに取り組んでおり、確実な進捗をしております。また、経営効率の向上、事業費の合理化を推進するため、前述した在宅勤務の制度化とともに、本社移転の検討を行いました（2022年5月6日に本社機能を東京都港区から東京都江東区へ移転しております）。また、商品改定による損害率抑制のほか、予防啓蒙、適切な契約引受・保険金支払態勢の強化等、損害率の上昇抑制に向けた取組みも実施しております。

「経営基盤の強化」としては、人材力強化のため、人事制度・教育体制を改革いたしました。女性の活躍の場が広がるよう、女性の積極的な管理職登用、多様なキャリアを形成可能な「キャリアコース転向制度」の導入、また、仕事と育児が両立できる労働環境整備を行いました。これらの取組みが評価され、厚生労働大臣より女性の活躍推進に関する取組みが優良な場合に認定を受けることができる「えるぼし認定」で最高位3つ星を取得しました。

これらの施策等により、当初の計画に比べ、LTV（Life Time Value 生涯顧客価値）及びPAC（Pet Acquisition Cost 新規契約獲得等費用）がともに良化した結果、IRR（Internal Rate of Return 内部収益率）も良化しました。また、2022年3月末の保有契約件数も、当初の計画を上回る結果となり、グループ業績評価指標としている4指標とも良好に進捗しております。

グループ会社についても、ペットライフを豊かにする様々なサービスの提供により更なる成長を目指しております。パッツオーライは、ペットの健康に関して、オンラインで獣医師、ドッグトレーナー、ホリスティックケア・カウンセラーに相談できるサービスを提供しております。当連結会計年度末のユーザー登録者数は前連結会計年度末の約2.2倍まで増加し、事業規模は順調に拡大しております。当連結会計年度からは新たに、アプリケーション「Wan!Pass」（ワンパス）の実証を開始いたしました。「Wan!Pass」を使用することで「ペットのワクチン接種状態」、「飼い主の知識」、「ペットのしつけ習得レベル」をデジタルで認証することが可能となります。認証を得た飼い主さまはペット同伴不可の商業施設に愛犬と入店できるような仕組みを検討しており、ペットと一緒に行動できる場所が広がる社会を目指します。パッツファースト少短では、自社での新規及び継続の引受は行わず、お客さまのご希望によりアイペット損保にて継続できることとしておりました。2021年11月に全てのお客さまへのご案内を完了し、多くのお客さまにアイペット損保にてご契約いただきました。

当社グループでは、ペット保険会社を中核会社とするグループとして、社会的責任に真摯に向き合いつつ、成長の加速につなげるため、事業を通じた環境負荷の低減（Environment）、ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献（Social）、ガバナンスの強化による信頼性向上（Governance）等の取組みを推進しております。

中核子会社であるアイペット損保において、環境負荷の低減（E）に向けては、当連結会計年度より「うちの子ライト」会員証をプラスチック製から紙製へ変更したほか、「デジタル冊子-KEEPGREEN-」の推進等の取組みを開始いたしました。また、デジタルマーケティングやお客さま専用マイページの拡充等、ビジネスプロセスの変革や環境に配慮した取組みを継続して行っております。ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献（S）としては、ペット保険の普及に尽力することにより、飼い主さまの診療費のご負担を軽減し、必要なときにためらわずに動物病院で診察を受け、最適な治療を選択していただけるよう、ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献を継続しております。また、第一生命保険株式会社と「災害とペット」について考える機会を設けるため、東日本大震災が発生した日に合わせ、2022年3月11日にWebセミナーを共催する等、ペットに関する様々な社会課題を検討することにも積極的に

取り組んでおります。ガバナンスの強化による信頼性向上（G）については、当社において監査等委員会や任意の指名・報酬諮問委員会による取締役会の監督機能強化や透明性の向上に加え、ペット保険事業での保険金不正請求防止への取り組み、コンプライアンス・リスク管理の一層の強化等を行い、より信頼される企業グループになるよう、努力を継続しております。これらのESGに関する取り組みにより、当社はSOMPOリスクマネジメント株式会社が実施した2021年度ESG経営調査において、東証一部以外の上場企業118社中で4位の評価を得ました。ESGに関する取り組みを推進することで、当社グループの事業を更に強固にし、更なる成長につなげられるよう、尽力してまいります。

アイペット損保では、「ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会」を目指し、独自のSDGsの取り組みとして「ペットと人のSDGs」を掲げており、ペット産業における社会的課題へ取り組んでいます。

当連結会計年度における経営成績は以下のとおりとなりました。なお、当社は、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）及び日本基準に基づく指標（以下「J-GAAP指標」といいます。）の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。詳細については、後述の「（普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について）」をご参照ください。また、未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益を開示しております。詳細については、後述の「（異常危険準備金の取扱い：調整後利益について）」をご参照ください。

① 未経過保険料方式による経営成績（Non-GAAP）

保険引受収益27,667百万円、資産運用収益335百万円などを合計した経常収益は、28,675百万円（前連結会計年度比25.3%増）となりました。一方、保険引受費用20,437百万円、営業費及び一般管理費7,208百万円などを合計した経常費用は27,757百万円（同23.5%増）となりました。この結果、経常利益は917百万円（同128.6%増）、当期純利益は560百万円となりました。

調整後利益は異常危険準備金の影響を除いて算定され、この結果、調整後経常利益は1,803百万円（同61.1%増）、調整後当期純利益は1,198百万円となりました。

② 初年度収支残方式による経営成績（J-GAAP）

保険引受収益27,667百万円、資産運用収益335百万円などを合計した経常収益は、28,675百万円（前連結会計年度比25.3%増）となりました。一方、保険引受費用21,163百万円、営業費及び一般管理費7,208百万円などを合計した経常費用は28,483百万円（同26.6%増）となりました。この結果、経常利益は191百万円（同49.7%減）、当期純利益は38百万円となりました。

(普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。アイペット損保では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残方式によっていますが、当社グループは社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由としまして、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と近似するため、期間比較が可能となり当社グループの経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残方式は、収支相等の原則に立脚しており、当年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残額が、翌年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残方式により算出された利益は、発生主義による利益と必ずしもならないことから期間比較ができないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が限られているため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社グループの業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づく開示を行っております。なお、これらの数値は会社法第444条第4項の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

(異常危険準備金の取扱い：調整後利益について)

異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、収入保険料の一定割合を毎期積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている損害率を超える場合に、その損害率を超える部分に相当する金額を取崩すこととされています。アイペット損保は損害率が基準よりも低いため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を毎期積み立てております。当社グループにおける未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。なお、これらの数値は会社法第444条第4項の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

③ Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年度
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	917
未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額（イ）	1,421
初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額（ロ）	2,146
差額（イ－ロ）	△725
初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）	191

また、未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から調整後経常利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年度
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	917
異常危険準備金影響額	886
調整後経常利益（Non-GAAP）	1,803

更に、未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP）から調整後当期純利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年度
未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP）	560
異常危険準備金影響額	638
調整後当期純利益（Non-GAAP）	1,198

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2021年度
未経過保険料方式による普通責任準備金残高 (Non-GAAP)	7,000
初年度収支残方式による普通責任準備金残高 (J-GAAP)	8,111
異常危険準備金残高	4,407

<対処すべき課題>

当社は、「事業計画および成長可能性に関する事項」（2022年度から当社グループ中期経営計画を法定開示書類である「事業計画および成長可能性に関する事項」に統一いたしました。）に基づく経営を推進するにあたり、以下のような優先的に対処すべき課題への取組みを行ってまいります。

① ペット保険事業の基盤の強化

「事業計画および成長可能性に関する事項」の策定にあたり、従来は単年毎に取組みや計画を見直しておりましたが、2022年度からの3年間を1サイクルとして取組みや計画を固定する方式へと改めました。直近の計画のもとで、この3年間で今後の成長に向けた基盤固めの期間と位置付け、事業効率を高め、強固な経営体質を追求していきます。当連結会計年度は旺盛なペット需要を背景にアイペット損保において新規契約件数が増加し、保有契約件数が当初の計画以上に増加しました。前述のように、ペット保険事業は成長余地の大きい市場であり、アイペット損保も更なる成長が見込まれます。更なる成長を目指し、より多くのお客さまにご契約いただく過程で、今後も高い業務品質を保ったサービスを提供し続けるため、一層の基盤固めを行う必要があります。ペット保険事業については、中期的な重点方針として「質を伴うトップラインの向上」、「生産性の向上」、「経営基盤の強化」を掲げております。

「質を伴うトップラインの向上」では保有契約件数を増加させるとともに、PACを意識した施策を行います。「生産性の向上」においては、更なる成長に向けて事業基盤を強化するために、事務・システムの投資や事業費の合理化等の取組みを遂行します。「経営基盤の強化」では、人財力強化のための施策、リスク管理態勢の更なる強化を目指します。

② グループシナジーの創出

当社グループの経営理念を実現するため、グループでのシナジーを創出するための取組みを推進してまいります。グループ各社のリソース、データ等を活用して事業の効率化や新たなサービスの提供、付加価値向上等に向けた取組みを行うとともに、将来的には、グループの強みを活かし、お客さまのニーズに合致し、社会的課題の解決にも資するような事業の創出を目指します。

③ ESG経営の推進

当社は、ESGの取組みを通じて、ペット保険会社を中核子会社とするグループとしての社会的責任を果たしつつ、事業を更に強固にし、成長につなげていくことを目指します。ESGを経営課題と捉え、投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまにより信頼していただけるよう、これまでに行ってきた取組みの継続、進化、新たな取組みへの挑戦などを行ってまいります。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

① 未經過保険料方式 (Non-GAAP指標) (単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度 (当期)
経常収益	22,878	28,675
経常利益	401	917
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)	△712	560

② 初年度収支残方式 (J-GAAP指標) (単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度 (当期)
経常収益	22,878	28,675
経常利益	381	191
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)	△727	38
包括利益	△595	25
純資産額	4,992	5,033
総資産	17,408	22,375

ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度	2021年度 (当期)
営業収益	129 百万円	190 百万円
受取配当金	—	—
保険業を営む子会社等	—	—
その他の子会社等	—	—
当期純利益	2	1
1株当たり当期純利益	0円26銭	0円18銭
総資産	5,835 百万円	6,840 百万円
保険業を営む子会社等株式等	5,000	6,000
その他の子会社等株式等	22	22

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度及び当事業年度の期首から適用しており、当連結会計年度及び当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
アイペットホールディングス株式会社	本社	東京都港区	2020年10月1日
アイペット損害保険株式会社	本社	東京都港区	2004年5月11日
ペッツオーライ株式会社	本社	東京都港区	2020年9月10日

(注) 1. 本表には、当社及び子会社等のうち主要なものを記載しております。
2. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

部門名	前期末	当期末	当期増減 (△)
損害保険事業	515(31)名	537(32)名	22(1)名
その他	54(0)名	62(0)名	8(0)名

(注) 1. 使用人数は就業員数（企業集団外からの出向者を含みます。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当期末のその他には、当社及びペッツオーライ株式会社が含まれております。

②保険持株会社の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
使用人	49名	51名	2名

(注) 使用人数は、就業員数（社外から当社への出向者を含みます。）を記載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,000百万円

(6) 企業集団の資金調達の状況

部門名	会社名	資金調達の内容・金額
そ の 他 事 業	アイペットホールディングス株式会社	2021年10月に金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達を行いました。

(7) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

当連結会計年度における設備投資の総額は341百万円であります。

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区	コンサルティング業	2000年4月20日	5,014百万円	55.88%	—

② 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
アイペット損害保険株式会社	東京都港区	損害保険事業	2004年5月11日	4,619百万円	100%	—
ペットファースト少額短期保険株式会社	東京都港区	少額短期保険事業	2015年12月1日	200百万円	100(100)%	—
ペットオーライ株式会社	東京都港区	オンラインペット健康相談事業	2020年9月10日	10百万円	100%	—

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接所有割合で、内数で記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月6日付をもって、本社機能を東京都江東区豊洲5丁目6番15号に移転いたしました。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
安 田 敦 子	代表取締役CEO	アイペット損害保険株式会社代表取締役執行役員社長	—
工 藤 雄 太	取締役CFO 経営企画部長	アイペット損害保険株式会社取締役執行役員常務 ペッツオーライ株式会社監査役	—
原 田 哲 郎	取締役	株式会社ドリームインキュベータ代表取締役CEO アイペット損害保険株式会社取締役	—
杉 町 真	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	アイペット損害保険株式会社取締役 (常勤監査等委員) 株式会社東京エネシス社外取締役	(注) 1
星 田 繁 和	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	—	(注) 1
石 田 む つ み	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	石田むつみ公認会計士事務所	(注) 1, 2

- (注) 1. 当社は、杉町真氏、星田繁和氏及び石田むつみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役の石田むつみ氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 事業年度中退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当	その他
山 内 一 洋	2022年1月31日	辞任	取締役	—

(3) 会社役員に対する報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりであります。

a. 役員報酬の基本方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実施する優秀な人材を確保・維持し、株主価値の向上にむけて期待される役割を十分に果たすことが可能なものを設計する。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とする。監督機能を担う非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は基本報酬のみとする。報酬水準は、当社取締役の役職及び職責に相応しい水準とする。また、報酬決定の客観性及び透明性を確保するために、報酬の決定は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会で決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の各役員報酬については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

b. 基本報酬、賞与の個人別の報酬等の額、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬は役職に基づく役割及び職責等に応じて支給し、主に国内における当社と同規模程度の企業等と比較して遜色のない水準となるように設定する。また、賞与については、金銭によるものとし、当社の業績、個人の業務執行状況及び貢献度等に応じ、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、支給の有無、具体的な額を決定する。なお、会社法施行規則第98条の5第2号に定める業績連動報酬等は支給しないものとする。

c. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主と価値を共有し、持株会社の企業価値の持続的な向上を図るため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を2年間から5年間まで、又は取締役等の地位を退任するまでとする譲渡制限付株式を付与する。当社の業績と株価、及び対象者の役位と職責等に応じて、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、付与の有

無、付与する株式の個数を決定する。

- d. 基本報酬の額、賞与の額、及び株式報酬の額の監査等委員でない取締役（非業務執行取締役を除く）の個人の別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役を除く）における構成比率は、基本報酬：賞与：株式報酬＝2：1以内：1以内に設定する。

- e. 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

(ア) 役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬水準及び構成比率の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定する。

(イ) 各役員報酬の具体的決定手続きについては、以下のとおりとする。

- i 監査等委員でない取締役の各役員報酬につき、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定する。
- ii 監査等委員でない取締役の各役員報酬につき、取締役会において代表取締役CEOに一任する旨の決議を行う場合は、代表取締役CEOは指名・報酬諮問委員会が審議、答申した内容を尊重し、指名・報酬諮問委員会に諮問した想定報酬を逸脱しない範囲で監査等委員でない取締役の各役員報酬を決定しなければならない。但し、この場合においても、監査等委員でない取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により定める。

② 当事業年度に係る報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
監査等委員でない取締役	5 名	35	35	-
監査等委員である取締役	4 名	16	16	-
計	9 名	51	51	-

(注) 1. 当社の取締役の報酬限度額は2021年6月25日開催の第1期定時株主総会において、以下の通り決議されております。

①監査等委員でない取締役：300百万円以内

②監査等委員である取締役：100百万円以内

③監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付き株式付与のための報酬

：①とは別枠にて100百万円以内

同日時点の当社監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）であります。

2. 取締役会は、代表取締役CEO安田敦子に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うためには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、株主総会決議に従うことを前提に、指名・報酬諮問委員会が審議、答申した内容を尊重し、指名・報酬諮問委員会に諮問した想定報酬を逸脱しない範囲で決定しなければならないものとしています。

(4) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
原田哲郎	当社の会社法第363条第1項に規定する取締役以外の取締役として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は当然に免責するものとする契約を締結しております。
杉町真 (監査等委員)	
星田繁和 (監査等委員)	
石田むつみ (監査等委員)	

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及びすべての当社子会社における取締役、監査役全員（当事業年度中に在任していた者を含む。）	当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め、全額当社が負担しております。 当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について保険会社が填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況 (2022年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

当社は、杉町真氏の兼職先であるアイペット損害保険株式会社（当社100%子会社）及び株式会社東京エネシスとの間に、開示すべき重要な取引関係はありません。

当社は、石田むつみ氏の兼職先である石田むつみ公認会計士事務所との間に、開示すべき重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
杉 町 真 (監査等委員)	1年6カ月	取締役会 15/15回 監査等委員会 15/15回	取締役会等では、保険会社における豊富な業務経験及び経営経験を通じて培われた見識に基づき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に7回(100%)出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
星 田 繁 和 (監査等委員)	1年6カ月	取締役会 15/15回 監査等委員会 15/15回	取締役会等では、保険会社における豊富な業務経験及び経営経験を通じて培われた見識に基づき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会に7回(100%)出席し、客観的・中立的立場で活発に審議に参画しております。
石 田 む つ み (監査等委員)	9カ月	取締役会 11/11回 監査等委員会 10/10回	取締役会等では、保険会社における豊富な業務経験及び会計の専門家としての深い見識に基づき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会に4回(100%)出席し、客観的・中立的立場で活発に審議に参画しております。

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
2. 石田むつみ氏の取締役会及び監査等委員会への出席状況は、就任日(2021年6月25日)以降2022年3月31日までに開催された取締役会及び監査等委員会を対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	3名	15	6

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 40,000,000株

発行済株式の総数 10,860,773株（自己株式42株を含む）

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は49,000株増加しております。

(2) 当年度末株主数

1,179名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ドリームインキュベータ	6,068	55.87
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	775	7.13
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	683	6.28
双日株式会社	468	4.30
YCP HOLDINGS (GLOBAL) LIMITED	468	4.30
株式会社ソウ・ツー	420	3.86
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	284	2.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	232	2.13
株式会社フォーカス	100	0.92
山村 鉄平	86	0.79

(注) 持株比率は自己株式 (42株) を除いて計算しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

該当事項はありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
現金及び預貯金	10,916
有価証券	3,021
貸付金	13
有形固定資産	854
土地	202
建物	475
建設仮勘定	62
その他の有形固定資産	114
無形固定資産	1,272
ソフトウェア	808
のれん	463
その他の無形固定資産	0
その他資産	4,288
未収保険料	1,845
未収金	1,503
未収収益	10
預託金	333
仮払金	238
その他の資産	355
繰延税金資産	2,009
貸倒引当金	△0
資産の部合計	22,375

(単位：百万円)	
科目	金額
(負債の部)	
保険契約準備金	14,594
支払備金	2,075
責任準備金	12,519
その他負債	2,430
借入金	1,000
未払法人税等	172
預り金	26
未払金	800
仮受金	0
リース債務	42
その他の負債	388
賞与引当金	282
株主優待引当金	7
特別法上の準備金	26
価格変動準備金	26
負債の部合計	17,341
(純資産の部)	
資本金	110
資本剰余金	7,862
利益剰余金	△3,013
自己株式	△0
株主資本合計	4,958
その他有価証券評価差額金	75
その他の包括利益累計額合計	75
純資産の部合計	5,033
負債及び純資産の部合計	22,375

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
経常収益	28,675
保険引受収益	27,667
正味収入保険料	27,667
資産運用収益	335
利息及び配当金収入	229
有価証券売却益	105
その他経常収益	672
経常費用	28,483
保険引受費用	21,163
正味支払保険金	12,408
損害調査費	1,042
諸手数料及び集金費	4,404
支払備金繰入額	274
責任準備金繰入額	3,033
資産運用費用	105
有価証券売却損	105
営業費及び一般管理費	7,208
その他経常費用	5
支払利息	3
貸倒損失	1
貸倒引当金繰入額	0
その他の経常費用	0
経常利益	191
特別損失	48
特別法上の準備金繰入額	3
価格変動準備金繰入額	3
有価証券評価損	45
税金等調整前当期純利益	143
法人税及び住民税等	258
法人税等調整額	△153
法人税等合計	104
当期純利益	38
親会社株主に帰属する当期純利益	38

貸借対照表 (2022年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	97
現金及び預金	88
前払費用	8
その他	0
固定資産	6,742
有形固定資産	2
工具、器具及び備品	2
投資その他の資産	6,739
関係会社株式	6,022
長期貸付金	625
敷金	89
繰延税金資産	2
資産合計	6,840

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	65
未払法人税等	12
預り金	0
前受収益	35
未払金	9
未払消費税等	0
株主優待引当金	7
固定負債	1,000
長期借入金	1,000
負債合計	1,065
(純資産の部)	
株主資本	5,774
資本金	110
資本剰余金	5,660
資本準備金	35
その他資本剰余金	5,625
利益剰余金	4
その他利益剰余金	4
繰越利益剰余金	4
自己株式	△0
純資産合計	5,774
負債及び純資産合計	6,840

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科目	金額
営業収益	190
経営管理料	190
営業費用	181
販売費及び一般管理費	181
営業利益	9
営業外収益	7
受取利息	6
雑収入	1
営業外費用	2
支払利息	2
経常利益	14
税引前当期純利益	14
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	△0
法人税等合計	12
当期純利益	1

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

アイペットホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 明 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則 央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイペットホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイペットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

アイペットホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 明 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 柴 則 央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイペットホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるほか、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

アイペットホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役）	杉 町 真	㊞
監査等委員（社外取締役）	星 田 繁 和	㊞
監査等委員（社外取締役）	石 田 むつみ	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社は、本年5月に本社固定費の削減及び経営効率の向上を図るため、本社機能を東京都港区から東京都江東区に移転しておりますが、実際の本店業務に併せて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	第3条 当社は、本店を東京都 <u>江東区</u> に置く。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新 設)	(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
(新 設)	第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

現在の監査等委員でない取締役全員（3名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査等委員でない取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会（委員長及び委員の過半数は独立社外取締役）の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。
なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、株主総会で陳述すべき特段の事項はありませんでした。
監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

参 考 候補者一覧

候補者番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	
1	やす だ あつ こ 安 田 敦 子	代表取締役CEO	再 任
2	く どう ゆう た 工 藤 雄 太	取締役CFO 経営企画部長	再 任
3	はら だ てつ ろう 原 田 哲 郎	取締役	再 任

1

やすだ あつこ
安田 敦子

(1974年6月22日生)

再任

略歴

1997年4月	富士ゼロックス株式会社入社	2020年10月	当社経営企画部長
2006年10月	株式会社ドリームインキュベータ入社	2021年4月	アイペット損害保険株式会社 執行役員経営企画部長
2015年1月	フリーランスコンサルタントとして活動	2021年6月	当社代表取締役CEO（現任）
2017年10月	アイペット損害保険株式会社入社	2021年6月	アイペット損害保険株式会社 代表取締役執行役員社長（現任）
2018年7月	同社総務部長		
2020年4月	同社執行役員総務部長		

当社における地位及び担当

代表取締役CEO

所有する当社の株式数

566株

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

重要な兼職の状況

アイペット損害保険株式会社代表取締役執行役員社長

取締役候補者とした理由

大手電機メーカーでの法務及びコンサルティングファームでのコンサルタント経験を経て、アイペット損害保険株式会社に入社し、法務、総務及び広報業務を担当しました。2020年より同社執行役員、及び当社経営企画部長、2021年より当社代表取締役CEOを務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

略歴

2004年12月	新日本監査法人入所	2020年12月	ペッツオーライ株式会社監査役（現任）
2011年 8 月	アイペット損害保険株式会社入社	2021年 4 月	当社取締役C F O（現任）
2013年 6 月	同社取締役人事総務部長兼財務経理部長	2021年 4 月	アイペット損害保険株式会社
2015年 5 月	同社取締役財務経理部長兼資産運用部長		取締役執行役員常務（現任）
2016年 6 月	同社取締役常務執行役員財務経理部長	2021年 6 月	同社経営企画部長
2019年 4 月	同社取締役常務執行役員人事部長		当社経営企画部長（現任）
2020年10月	当社取締役C F O経営管理部長		

当社における地位及び担当
取締役C F O
経営企画部長

所有する当社の株式数
55,400株

取締役会への出席状況
15／15回（100%）

重要な兼職の状況

アイペット損害保険株式会社取締役執行役員常務
ペッツオーライ株式会社監査役

取締役候補者とした理由

公認会計士としての専門的な知見に加え、アイペット損害保険株式会社に入社してからは財務経理・人事・総務等の部門を担当しました。2013年より同社取締役、2020年より当社取締役CFOを務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者となりました。

3

はら だ てつろう
原田 哲郎

(1965年9月22日生)

再任

略歴

1981年 4 月	海上自衛隊入隊	2018年 6 月	株式会社ドリームインキュベータ
1990年 4 月	日本生命保険相互会社入社		取締役執行役員
2000年10月	株式会社ドリームインキュベータ入社	2020年 6 月	同社代表取締役CEO（現任）
2006年 6 月	同社執行役員（現任）	2020年10月	当社取締役（監査等委員）
2017年11月	アイペット損害保険株式会社	2021年 6 月	当社取締役（現任）
	取締役（現任）		

当社における地位及び担当

取締役

所有する当社の株式数

一株

取締役会への出席状況

15／15回（100%）

重要な兼職の状況

株式会社ドリームインキュベータ代表取締役CEO

アイペット損害保険株式会社取締役

取締役候補者とした理由

保険会社における業務経験と、コンサルティングファームにおいて培われた経営管理全般に関する見識を有しております。また、2017年よりアイペット損害保険株式会社の取締役、2020年より当社の監査等委員である取締役、2021年より当社の監査等委員でない取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 安田敦子氏は、過去10年間に於いて当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの使用人でありました。
3. 原田哲郎氏は、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。
4. 当社は、現在、原田哲郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりであります。なお、原田哲郎氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、現在、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件

監査等委員である取締役杉町真氏及び星田繁和氏は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役 2 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会（委員長及び委員の過半数は独立社外取締役）の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

参 考 候補者一覧				
候補者番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当		
1	すぎ まち まこと 杉 町 真	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外 独 立
2	ほし だ しげ かず 星 田 繁 和	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外 独 立

1

すぎまち まこと
杉町 真

(1956年8月14日生)

再任

社外

独立

略歴

1980年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社	2015年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員
2003年 7 月	同社営業推進部部長	2016年 4 月	同社専務執行役員
2004年 7 月	東京海上日動火災保険株式会社 商品販売支援部長	2016年 6 月	日本地震再保険株式会社 代表取締役社長
2010年 6 月	同社執行役員	2020年 6 月	株式会社東京エネシス 社外取締役 (現任)
2011年 6 月	同社常務執行役員	2020年 7 月	アイペット損害保険株式会社 社外取締役 (常勤監査等委員)
2014年 4 月	同社常務取締役	2020年10月	同社取締役 (常勤監査等委員) (現任)
2014年 6 月	株式会社 J A L U X 社外監査役	2020年10月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2014年 6 月	東京国際空港ターミナル株式会社 社外監査役		
2014年 6 月	三菱鉱石輸送株式会社社外取締役		

当社における地位及び担当

社外取締役 (監査等委員)

所有する当社の株式数

一株

取締役会への出席状況

15 / 15回 (100%)

重要な兼職の状況

アイペット損害保険株式会社取締役 (常勤監査等委員)
株式会社東京エネシス社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

保険会社における豊富な業務経験・経営経験のみならず、監査役や社外取締役の経験も有しております。こうした経験や知見から、持株会社の監査等委員として経営監督業務を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場から関与いただく予定であります。

略歴

1977年 4 月	三井生命保険相互会社入社	2017年 1 月	アイペット損害保険株式会社
2004年 4 月	三井生命保険株式会社執行役員		社外監査役
2006年 4 月	同社常務執行役員	2019年 6 月	同社社外取締役（常勤監査等委員）
2008年 6 月	同社取締役常務執行役員	2020年 6 月	同社社外取締役（監査等委員）
2010年 4 月	同社取締役専務執行役員	2020年10月	当社社外取締役
2012年 6 月	公益財団法人三井生命厚生財団 理事長		（監査等委員）（現任）

当社における地位及び担当
社外取締役（監査等委員）
所有する当社の株式数
一株
取締役会への出席状況
15／15回（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

保険会社における豊富な業務経験を通じて培われた見識を有しております。また、2017年よりアイペット損害保険株式会社の常勤監査役、2019年より同社の監査等委員である社外取締役を務め、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見から、持株会社の監査等委員として経営監督業務を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 各候補者は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会の終結の時をもって1年9か月となります。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりであります。なお、各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、現在、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されすと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、各候補者を東京証券所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会（委員長及び委員の過半数は独立社外取締役）の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あら い ひろまさ

新井 朗司（1983年1月6日生）

社 外

略歴

2009年12月 弁護士登録
2010年1月 森・濱田松本法律事務所入所
2016年10月 厚生労働省参与
2020年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー（現任）
2020年4月 金沢大学法科大学院非常勤講師（現任）

所有する当社の株式数

一株

重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的及び客観的な立場からの確かつ有益な提言及び助言を期待できることから、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。新井朗司氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 新井朗司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりであります。
4. 当社は、現在、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりであります。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

定時株主総会 会場ご案内図

会場

東京ビッグサイト会議棟 6階 605会議室
東京都江東区有明3-11-1

交通

りんかい線「国際展示場」駅 徒歩約7分、ゆりかもめ「東京ビッグサイト」駅 徒歩約3分

